

山口県国民保護計画のポイント

○ 迅速な初動体制の確立

事態の状況に応じて適切な対応を講ずるため、事態レベルを3段階（Ⅰ～Ⅲ）に分け、各事態レベルに応じた体制を整備。

特に、国から対策本部を設置すべき県として指定されていない段階においても、武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合等には、「山口県緊急事態連絡室」を設置し、初動体制を確立する。

○ 国民保護に及ぼす本県の地域特性への配慮

国民保護に及ぼす本県の地域特性（①有人離島が多数存在、②自衛隊基地、在日米軍基地が存在、③臨海部に石油コンビナートが存在）に応じた基本的な避難方法を定める。

迅速な初動体制の確立

〈事態レベルに応じた県の体制、参集職員〉

事態等の認定	事態レベル（体制）	事態レベルの判断基準	参集職員
武力攻撃事態等の認定がない段階	Ⅰ （情報収集体制）	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	防災危機管理課 消防保安課職員
	Ⅱ （緊急事態連絡室）	国による武力攻撃事態等の認定はないが、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	知事、副知事、総務部長、総合企画部長、警察本部長、その他知事が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、防災危機管理課、消防保安課職員
武力攻撃事態等の認定があった段階	Ⅱ （緊急事態連絡室）	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知がない場合	部局関係職員、防災危機管理課、消防保安課職員
	Ⅲ （国民保護対策本部）	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合	全ての県職員

国民保護に及ぼす本県の地域特性への配慮

①離島住民の避難	②自衛隊・米軍基地 周辺の避難	③コンビナート周辺 住民の避難
三方が海に開け、21の有人離島が散在 (離島人口約3,600人)	陸・海・空3自衛隊の8基地9部隊及び米軍岩国基地が存在	臨海部に5地区の石油コンビナート等特別防災区域が存在
離島航路の利用を基本とするが、離島航路のみでは、迅速な対応が難しい離島は、①県所有船舶の活用、②海上保安庁・自衛隊に要請、③他の離島の旅客航路事業者へ依頼、④国の支援を得て、民間の旅客航路事業者へ運送を依頼	侵害排除活動との輻輳回避のため、①国と連携、②各自衛隊基地の連絡窓口を通じた情報収集等を行い、避難経路を確保	基本的に「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」に基づき適切に対処